

## 需給計画の見直しについて

## 1 概要

市こども計画において、幼稚園や保育所、放課後児童クラブなど、子育て支援サービスの提供体制整備を進めるため、各種サービスの「量の見込み（需要）」と「確保方策（供給）」を設定しているものについて、対象者の拡大等に伴い、一部事業について見直しを行う。

## 2 事業一覧及び見直し対象事業

下記事業一覧のうち、下線の3事業が見直し対象事業となる。

## (1) 教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業（追記）

- ① 1号認定（幼稚園、認定こども園）
- ② 2号認定（保育所、認定こども園）
- ③ 3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）←

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業（いわきっ子健やか訪問事業）
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫ 産後ケア事業 【資料7-②】
- ⑬ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑭ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【資料7-③】
- ⑮ 子育て世帯訪問支援事業 【資料7-④】
- ⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑰ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑱ 児童育成支援拠点事業
- ⑲ 親子関係形成支援事業

乳児等通園支援事業は(1)に移行